

令和４年度 鈴鹿市防災会議 議事録

日 時 令和４年５月１９日（木）１４時００分から１６時００分

場 所 鈴鹿市役所本館１２階１２０３大会議室

【出席者】出席者名簿順

会長：末松則子

委員（４７名）：吉光 成人，菅 良一，藤田 哲，赤間 陽介，藤川 和重，宮口 友成，芝田 登美子，高橋 康二（代理 赤根 康文），森上 則明，渥美 恭子，家田 孝，打田 祐希，内山 安司，加田 潔，加藤 正彦，岸 香織，北 知加子，木村 美来，小林 孝司，杉本 賢志，高木 久代，高野 栄子，田端 泰夫，中西 淳一，南部 美智代，日置 尚代，久田 和人（代理 神谷 登），福島 邦夫，藤井 隆行，松井 浩行，丸山 祥子，皆木 るみ子，山本 行子，吉田 裕二，杉野 浩二，内藤 洋，廣田 隆延（代理 亀井 正俊），落合 満弘，冨田 佳宏，山本 浩，坂本 悦子，樋口 幸人，今村 隆之，中村 仁美，中上 陽子（代理 市川 英二），中川 千恵子，三井 かおり

【欠席者】

尾崎 郁夫，川端 邦裕，岸 俊子，下川 忠幸，玉野 泉，藤田 満智子，水木 千春，守田 英司

【傍聴者】２名

会議資料 添付書類のとおり

講 演

テーマ：近年の激甚化・広域化する災害への対応

（株式会社NTTドコモ 東海支社 三重支店 支店長 杉山 直士 様）

テーマ：NTT 西日本における災害対策の取り組み

（西日本電信電話株式会社 三重支店 設備部長 藤井 隆行 様）

（陪席：設備部 災害対策室 担当課長 谷岡 誠 様）

鈴鹿市防災会議

(司 会)

- ・ 定刻となりましたので、只今から、事項２の令和４年度鈴鹿市防災会議を開催いたします。
- ・ 本来であれば、ここで御出席いただいている委員の皆様の御紹介をさせていただくところではございますが、時間の都合上、お手元の出席者名簿と座席表により、御紹介とさせていただきます。
- ・ では、会議の開催にあたりまして、本会議の出席者数の御報告をいたします。防災会議委員総数５５名のところ、出席者数４７名、欠席者数８名でございます。会議の委員の過半数の御出席をいただいておりますので、鈴鹿市防災会議運営要綱第４条第２項の規定に基づき、本会議は、成立するものいたします。
- ・ また、本日の傍聴者は、２名となっております。
- ・ それでは、議事に先立ちまして、本会議の会長である鈴鹿市長 末松則子より、挨拶を申し上げます。

(会 長)

- ・ 鈴鹿市防災会議会長の 鈴鹿市長 末松でございます。
- ・ 本年度の鈴鹿市防災会議の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。
- ・ 委員の皆様には、平素より、本市の防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心よりお礼申し上げます。
- ・ 本防災会議では、様々な分野や立場の方から、広く防災に関する意見をお聞ききする場となっております。
- ・ 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、書面会議での開催とさせて頂きました。
- ・ 委員の皆様には、書面での議決に、御協力いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。
- ・ 日本各地でも新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、新しい災害対応のあり方についての検討、見直しが行われていますが、今年の３月には、福島県沖を震源とするマグニチュード７．４の地震により、大規模な災害が発生しております。
- ・ 本市においても、今後３０年以内に、７０％から８０％の確率で起こるとされている、南海トラフ地震などの大規模災害や、各地で頻発している、風水害や土砂災害に備えて、感染症対策を実施した、更なる防災力の強化を図る

ことは喫緊の課題となっております。

- これまでの災害の事例を踏まえて、国や県をはじめとする防災関係機関との連携体制等について検証を重ね、本市の防災力の向上につなげていく必要があると考えております。
- 本日の協議事項でございます、鈴鹿市地域防災計画の修正に対しまして、委員の皆様からの、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。
- 最後になりましたが、災害に強い、安全で安心なまちづくりに向けまして、引き続き、皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

(司 会)

- それでは、これより本日の議事に入らせていただきます。
- これからの議事の進行につきましては、鈴鹿市防災会議運営要綱第4条第1項の規定に基づき、会長である市長が会議の議長を務めることになっておりますので、宜しくお願いいたします。

(会 長)

- それでは、私が議長の任を務めさせていただきますので、議事の進行に御協力をお願い申し上げます。
- なお、御意見、御質問の際には、挙手をして、所属、お名前をあわせて、御発言をお願いいたします。
- では、お手元の事項書に従いまして、進めて参りたいと存じます。
- 議案「鈴鹿市地域防災計画の修正について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

- それでは、事務局の防災危機管理課伊藤から議案について説明いたします。
- 鈴鹿市地域防災計画の本編は、3部構成となっております。第1部に計画の概要、第2部に風水害等の対策、第3部に地震・津波対策をそれぞれ記載しております。
- 第2部と第3部は、それぞれ対象とする災害は異なりますが、対策内容の多くは重複しております。
- 防災会議で御審議いただく部分は、この第1部から第3部までの本編部分でございます。
- それでは、本日の議案である鈴鹿市地域防災計画の修正について、内容の説明に移らせていただきます。

- ・説明に当たりましては、本日お配りしております資料⑥鈴鹿市地域防災計画（本編） 修正概要 リスト（分野別）と当日配布資料のパワーポイント資料を使用いたしますので、御用意をよろしくお願いいたします。
- ・令和４年度の主な修正点は９分野で全２０点の修正がございます。
- ・この修正件数には、語句、表現等の軽微な修正や追記は含めておりませんので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。
- ・なお、全２０点の修正点につきましては、１から２０までの整理番号をふっており、その整理番号は、資料⑥鈴鹿市地域防災計画（本編） 修正概要 リスト（分野別）では、一番左の欄に記載しており、当日配布資料のパワーポイント資料では右上に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。
- ・それでは、分野１の「法改正への対応」から説明させていただきます。
- ・資料⑥鈴鹿市地域防災計画（本編） 修正概要 リスト（分野別）の一番左の欄に記載している整理番号の順番で説明いたします。
- ・まずは、整理番号１の修正につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が令和３年５月２０日に施行されたことに伴い、避難勧告が避難指示に一本化されましたので、避難勧告の表記を改める修正を行おうとするものでございます。
- ・それでは、分野２の「県の計画修正への対応」でございます。
- ・こちらは令和４年３月に修正された三重県地域防災計画の内容に基づき、修正を行おうとするものでございます。
- ・それでは、整理番号２の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、県の計画に平成３０年７月に起こった大雨災害の対策として、国が防災重点ため池の選定基準を新しくしたことによって、防災重点ため池を再選定し、改修を実施していく修正がなされましたので、その旨を記載する修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号３の修正につきまして説明いたします。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、平成２９年６月から「避難確保計画の作成」、「避難訓練の実施」、「避難訓練の実施の報告」が当該施設の所有者又は管理者に義務付けられておりますが、今回、県の計画に「市が実施する対策」として、避難確保計画に基づく避難訓練の実施や報告を確認することが記載されたため、その旨を記載する修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号４及び５の修正につきまして、どちらも災害時要援護者に関する内容でございますので、併せて説明いたします。
- ・こちらは、令和３年５月の災害対策基本法の改正に伴い、個別避難計画の作成が市町村に義務付けられたことを受け、県の計画において、個別避難計画

の作成に当たり、専門職や地域の方々との連携が重要であること、災害時要援護者の避難を支援する体制に不足がある場合は県が応援職員の派遣を行うことについて修正がなされましたので、その旨を記載する修正を行おうとするものでございます。

- ・続きまして、整理番号6の修正につきまして説明いたします。災害時における外国人の被災状況の確認や通訳・翻訳について、みえ災害時多言語支援センターが中心となって市町や団体やボランティアと連携して支援を行うことが、今回、県の計画に記載されましたので、その旨を記載する修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号7の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、都市計画街路を整備するに当たっては、「広域避難場所や主要な都市施設に連絡する道路」、「災害応急対策活動の拠点となる施設周辺の道路」、「火災の延焼遮断効果が期待できる道路」といった防災の観点を持つことについては、従前から記載されておりましたが、今回、県の計画に、整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成についての記載がなされましたので、これら防災の観点の効果について最大限生かせるような道路ネットワークの形成を図る旨を記載する修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号8の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、現在、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、密を避けるため避難所以外の場所に避難する避難者が増加していることから、今回、県の計画に避難所外避難者への対策を促進する記載がなされましたので、その旨を記載する修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号9及び10の修正につきまして、どちらも広域避難に関する内容でございますので、併せて説明いたします。
- ・こちらは、県の計画において、市町が実施する対策として、他の市町村等への行政界を越えた避難である「広域避難」について、避難先の市町との協議や県を通じた受入れの協議が記載されましたので、その旨を記載する修正を行おうとするものでございます。
- ・また、併せて大規模移送について、市で措置できない場合は、県が三重県バス協会との協定に基づき移送を行うことについても、記載する修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号11の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、今回、県の計画に新たに記載されたもので、大規模災害発生時に県の保健医療調整本部に小児・周産期リエゾンが配置され、患者受け入れについて調整等を行うというものでございまして、必要に応じて災害時小児・周産期リエゾンに調整を要請する旨を記載する修正を行おうとするものでござ

ざいます。

- ・続きまして、整理番号 12 の修正につきまして説明いたします。こちらは、県の計画において、第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路、第 3 次緊急輸送道路の説明について、より詳細の説明が追加されましたので、それぞれの詳細説明を市の計画にも追記する修正を行おうとするものでございます。
- ・以上 11 点が分野 2 の「県の計画修正への対応」でございます。
- ・以降は分野 3 から分野 10 につきましては、鈴鹿市として見直した内容でございます。
- ・その中でも、修正理由が簡易な分野 3 及び分野 6 につきましては、整理番号が前後いたしますが、まとめて御説明申し上げます。
- ・まず、整理番号 13 につきましては、議案となっている鈴鹿市地域防災計画につきまして、防災関係機関からの修正案の提出時期を 4 月末から 3 月末に 1 か月前倒しさせていただきたいという修正でございます。
- ・この理由は、鈴鹿市防災会議の開催時期が 5 月でございますので、4 月末に御提出いただいた場合、5 月の開催に間に合うよう対応することが時間的に困難であることから 1 か月前倒しして 3 月末とさせていただく修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号 16 につきましては、市が整備する避難場所や避難路は、公共施設でございますので、本市の公共施設等を総合的かつ計画的に管理する計画である公共施設等総合管理計画と整合を図る旨の修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号 17 につきましては、先ほど整理番号 9 で説明させていただいた修正を行うに当たり、従前の従前の表記のままでは内容が混同してしまうため、原子力災害時における広域避難との表記を追記する修正を行おうとするものでございます。
- ・続きましては、分野 4 の災害対策本部に関する修正でございます。
- ・本市の災害対策本部では、災害発生の恐れや発生した災害の規模、被害等の状況に応じて、第 1 非常配備から第 4 非常配備までの配備体制がございます。
- ・その配備体制につきまして、毎年度の定期的な見直しを行う中で、注意報が警報に発展した場合に第 2 非常配備となるものについては、全て第 1 非常配備の対象にするように修正を行おうとするものでございます。具体的には、スライドで黄色部分でお示ししておりますとおり、第 1 非常配備の基準に強風注意報を追加し、第 2 非常配備に備えようとするものでございます。
- ・続きましては、分野 5 の火災予防に関する修正でございます。
- ・整理番号 15 の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、飲食店や物品販売店、旅館、病院、社会福祉施設などの不特定多

数の方が利用する建物で、建物に義務付けられた屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備といった消防用設備等が設置されていない違反があり、通知を行ってから14日経過しても依然として当該違反が認められた場合に、市民が建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう鈴鹿市消防本部のホームページにより公表する制度についての記載する修正を行おうとするものでございます。

- ・続きましては、分野7の災害廃棄物に関する修正でございます。
- ・整理番号18の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、令和3年7月13日に開催された第8回防災対策特別委員会において、環境省から周知が図られ、令和4年4月25日に施行された制度でございまして、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害が発生した際に、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人的資源を活用して、災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うための制度を環境省が創設いたしましたので、必要に応じて、この制度の活用も検討する旨の修正を行おうとするものでございます。
- ・続きましては、分野8の災害時の個人情報に関する修正でございます。
- ・整理番号19の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、三重県が令和2年2月に発表した安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針について、本市においても基本的には三重県の考え方に沿った運用を行う旨の修正を行おうとするものでございます。
- ・続きましては、分野9の津波に関する修正でございます。
- ・整理番号20の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、情報伝達手段が発展し、多様化が進む中で、津波襲来を寺院の鐘を突いて知らせるという「いのちの鐘」につきましては、より早く、より確かに、より安全に伝わる情報伝達手段に置き換わる形で発展的解消をいたしましたので、情報伝達手段として削除する修正を行おうとするものでございます。
- ・事務局からの議案の説明は以上でございます。

(会 長)

- ・ただ今、議案「鈴鹿市地域防災計画の修正について」、事務局から説明がございました。
- ・このことに関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
- ・特に御意見、御質問もないようですので、鈴鹿市地域防災計画の修正に関する議題につきましては、本会議として原案どおり承認いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

- ・御異議がないようですので、修正案を承認いたします。
- ・ありがとうございます。
- ・続きまして、報告事項として「鈴鹿市水防計画の修正について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・それでは、事務局から修正内容を報告させていただきます。
- ・報告に当たりましては、資料⑧の「鈴鹿市水防計画」で報告させていただきますので、資料⑧を御覧ください。
- ・今回は、法令の引用につきまして、項の表記を追加する。誤表記を改める。
- ・表現をわかりやすく改めるといった修正のみでございまして、修正部分を黄色、赤字表記でお示しております。
- ・計画の運用に影響を及ぼす修正はございません。
- ・事務局からの報告は以上でございます。

(会 長)

- ・ただ今、「鈴鹿市水防計画の修正について」事務局から説明がございました。
- ・報告事項ではありますが、このことに関しまして、御意見、御質問はございますか。
- ・特に御意見、御質問もないようですので、鈴鹿市水防計画の修正についての報告は以上とさせていただきます。
- ・続きまして、事項２の（４）「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

(司 会)

- ・委員の皆様におかれましては、本日の議案について、御承認いただきありがとうございました。
- ・続いて「その他」といたしまして、鈴鹿市の防災行政にかかる御意見や御質問等のある方は、挙手をお願い致します。
- ・事務局からも連絡事項等はございませんので、事項２の（４）「その他」については、以上をもって終了とさせていただきます。
- ・また、只今をもちまして、議長を解任とさせていただきます。
- ・それでは、令和４年度鈴鹿市防災会議の閉会に当たりまして、会長である鈴鹿市長 末松則子より一言御挨拶を申し上げます。

(会 長)

- ・ 本日は御多忙の中、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、議論に参加していただきまして、誠にありがとうございました。
- ・ おかげさまで、本年度の鈴鹿市地域防災計画の修正及び鈴鹿市水防計画の修正が、無事に完了いたしました。
- ・ 今後においても、本計画は、毎年検討を加え、継続的に修正を行っていく必要がございます。
- ・ 最後になりましたが、今後も本市の防災の推進に御協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。
- ・ 本日は、誠にありがとうございました。

(司 会)

- ・ 以上をもちまして、令和4年度鈴鹿市防災会議を閉会いたします。
- ・ 本日の会議録につきましては、所定の手続きを経た後に、できるだけ速やかに市のホームページにて公表いたしますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。
- ・ 最後に事務局から今後の事務手続きに関して御連絡申し上げます。
- ・ 令和4年7月1日付で、鈴鹿市防災会議委員及び鈴鹿市国民保護協議会委員の任期終了に伴う委嘱手続きを実施致します。
- ・ 対象の委員様の机の上には「次期委員推薦依頼文書在中」と記載のある封筒を配置させて頂いており、中には次期委員様の推薦依頼文及び報告書様式が入っております。
- ・ こちらの報告書につきましては、委員様の御変更の有無にかかわらず、御提出頂きますよう、お願い申し上げます。
- ・ また、鈴鹿市防災会議委員において、三重県職員様、三重県警様、消防団長様及び本市職員につきましては「任期なし」での御就任のため、今回の委嘱手続きについて御対応頂く必要はございません。該当される委員様には、鈴鹿市国民保護協議会委員に関する報告書のみ、お渡しさせて頂いております。
- ・ 鈴鹿市国民保護協議会委員につきましては、委員の皆様全員に御対応頂く必要がございますので、何卒、宜しくお願い申し上げます。
- ・ これらの報告書の提出期限につきましては、令和4年5月31日までとさせて頂き、メールもしくはFAXにて受付いたします。
- ・ なお、メールアドレスの確認がお済みの委員様宛てには、会議終了後、メールにても同様の御案内させていただきますので、御確認をお願い致します。
- ・ また、本日御提出頂ける委員様におかれましては、お近くの職員までお声が

け頂きますようお願い致します。

- お忙しいところ大変恐縮ではございますが、御対応を宜しくお願い申し上げます。
- それでは本日は以上とさせていただきます。
- 誠にありがとうございました。
- お気を付けてお帰りください。